

共有者代表届出書

共有者代表届出書	
令和3年 9月 1日	
富津市長	様
住所 富津市下飯野2443番地	
氏名 富津太郎 印	
氏名 富津花子 印	
氏名 印	
氏名 印	
記	
富津市定住奨励金の交付申請について、下記の者が代表して手続を行うことを届け出ます。	
氏名 富津太郎	

所有者全員が記名、押印（スタンプ式不可）してください。

※対象となる住宅（敷地）を複数の方で所有している場合に提出が必要になります。

富津市定住奨励金の提出書類について

定住奨励金は、住宅を取得した年の翌年9月に申請書を提出していただきます。
9月中旬に申請しないとその年度の奨励金は交付されません。

- 1 対象になるかを確認しましょう。**
住宅の取得日が平成26年4月2日から平成27年1月1日までの間の方が対象です。
詳細は、市役所企画課にお問い合わせください。
- 2 申請書、添付書類をそろえましょう。**
 - ①富津市定住奨励金交付申請書
 - ②住民票の写し（同一世帯全員分）
 - ③令和元年度固定資産税納税通知書課税明細書の写し
 - ④所有者及び同一世帯全員の市税等の滞納がないことを証明する書類（証明願）
 - ⑤住宅及び土地の所有者、取得年月日がわかる登記事項証明書と契約書の写し等の書類
 - ⑥建築基準法の規定による検査済証の写し（新築住宅で該当する方のみ）
 - ⑦市内業者により建設されたことを証明する書類（新築住宅で該当する方のみ）※直近の奨励金交付決定後、申請事項に変更がない場合は②～⑦の提出は不要です。
- 3 申請書を提出してください。**
9月1日から30日までに下記の提出先へ郵送（当時消印有効）または直接持参してください。
- 4 奨励金の交付金額をお知らせします。**
申請の翌年3月に市税等の納付を確認した後、奨励金の交付金額を通知します。
- 5 請求書を提出してください。**
奨励金交付の通知を受け取ったら、請求書を提出してください。
- 6 奨励金を指定口座に振り込みます。**

※奨励金は、所得税及び住民税の課税対象となります。詳しくはお問い合わせください。
所得税については木更津税務署（0438-23-6161）
住民税については市役所課税課（0439-80-1241）

問合せ・提出先
〒293-8506 富津市下飯野2443
富津市役所総務部企画課（2階）
電 話 0439-80-1223
F A X 0439-80-1350
※月曜日から金曜日まで8:30～17:15（祝日を除く）

住宅を2人以上で所有する場合は、代表者の氏名を記入してください。その場合「共有者代表届出書」(下記 注(1)参照)も申請書と一緒に提出してください。

昼間に連絡のとれる番号を記入してください。

令和3年 9月 1日

スタンプ式の印鑑は不可

申請者 住所 富津市下飯野2443番地
氏名 富津太郎 印
電話 000-0000-1223

私は、定住の意思をもって富津市定住奨励金の交付を受けたいので、富津市定住奨励条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請	所在地	富津市下飯野2443番地		
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(□店舗 □事務所 □その他)		
	取得区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅		
	住宅床面積	居宅部分	居宅以外の部分	合計
		100.48 m ²	m ²	100.48 m ²
		130.19 m ²		
		平成26年 6月12日		

奨励金の対象となる土地がある場合、記入してください。

2 確認事項

(1) 住宅取得日前1年の間、富津市に住民登録のある方
 市内に住宅を所有したことがない。

(2) 住宅取得日前1年の間、富津市に住民登録のない方
 住宅取得日前1年以上前に富津市に住民登録があり(4 月転出)、住宅を所有していた。
 上記に該当しない。

3 添付書類

(1) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の**住民票の写し**

(2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の**滞納がないことを証する書類**

(3) **登記事項証明書、売買契約書の写し**その他対象となる住宅及び土地の所有者及び取得年月日がわかるもの

(4) **住宅の検査済証の写し**(条例第4条第1項後段に該当する場合)

(5) **新築住宅が市内建設業者により建設されたことを証する書類**(条例第5条第1項第2号に該当する場合)

(6) **その他市長が必要と認める書類**

納付状況調査同意書(注)
私に係る市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納付状況並びに固定資産税課税台帳登録事項について調査することを同意します。

令和3年 9月 1日

氏名 富津太郎 印 氏名 富津花子 印
氏名 印 氏名 印

4頁に記載例があります。

注 (1) 定住奨励金の対象住宅を複数の者が所有し、共有者代表届出書(別紙)を提出する

(2) 2確認事項欄は、初年度のみ記入すること

(3) 3添付書類欄は、申請書に添付する書類がない場合は、書類の提出を省略すること

申請者及び同一世帯全員の方が記名、押印(スタンプ式不可)してください。(義務教育終了前の方は、除きます。)

確認事項

2 確認事項

(1) 対象となる住宅を取得した日の1年前から、富津市内に住民登録があり、市内に住宅を所有するのは初めてである。

(2) 対象となる住宅を取得する日の1年以上前に富津市から転出し、市内に住宅を所有していた。
※転出した年月を記入してください。

富津市に住民登録をしたことも、住宅を所有したこともない方。
・対象となる住宅を取得する日の1年以上前に富津市から転出し、市内に住宅を所有したことがない方。

該当する□1つに✓を記入してください。

添付書類

添付する書類の□に✓を記入してください。

3 添付書類

(1) 住民票の写し(同一世帯全員分)
1通取得(申請の日前1か月以内に交付されたもの)してください。※コピー不可
(直近の奨励金交付決定後、世帯状況等に変更がない場合は提出の必要はありません。)

(2) 滞納がないことを証明する書類(証明願)
所有者、同一世帯全員の方の証明が必要になります。
市役所税務課・天羽行政センター・峰上出張所又は各連絡所で申請の日前1か月以内に証明を受けてください。別紙記載例を参考にしてください。
(2回目以降の申請の場合は、提出の必要はありません。)

(3) 登記事項証明書と契約書の写し
法務局にて1通取得し、原本を提出してください。(申請の日前1か月以内に交付されたもの)土地も奨励金の対象となる場合は、住宅、土地それぞれ必要です。また、建物の契約書の写しも提出してください。未登記の場合は契約書、引渡書、領収書など建築主や取得年月日がわかる書類の写しを提出してください。
(直近の奨励金交付決定後、登記事項に変更がない場合は提出の必要はありません。)

(4) 住宅の検査済証の写し
新築住宅で該当する地域の場合に提出してください。中古住宅の場合は不要です。
(2回目以降の申請の場合は、提出の必要はありません。)

(5) 新築住宅が市内建設業者により建設されたことを証明する書類
新築住宅で富津市内の業者が建設した場合に提出してください。中古住宅の場合は、不要です。
契約書、引渡書、領収書など建設業者の住所がわかる書類の写しを提出してください。
(2回目以降の申請の場合は、提出の必要はありません。)

(6) その他市長が必要と認める書類(令和元年度固定資産税納税通知書課税明細書の写し)
対象となる住宅及び土地が載っている頁の写しを提出してください。
(直近の奨励金交付決定後、課税額以外に変更がない場合は提出の必要はありません。)

